

施設区分と公害防止管理者等に必要な資格

区分	施設	能力・規模	資格要件 ^{※1}
ばい煙発生施設等	大気関係有害物質発生施設 ^{※2}	排出ガス量 ^{※3} が 40,000m ³ /h 以上	大気関係第 1 種
		排出ガス量が 40,000m ³ /h 未満	大気関係第 2 種 (第 1 種)
	上記以外のばい煙発生施設	排出ガス量が 40,000m ³ /h 以上	大気関係第 3 種 (第 1 種)
		排出ガス量が 10,000m ³ /h 以上 40,000m ³ /h 未満	大気関係第 4 種 (第 1～3 種)
特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令 別表第 2 の 2 に掲げる施設	特定粉じん関係 (大気関係第 1～4 種)	
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令 別表第 2 に掲げる施設	一般粉じん関係 (特定粉じん関係) (大気関係第 1～4 種)	
汚水等排出施設	水質関係有害物質排出施設 ^{※4}	排出水量 ^{※5} が 10,000m ³ /日 以上	水質関係第 1 種
		・排出水量が 10,000m ³ /日 未満 ・特定地下浸透水を地下浸透させているもの	水質関係第 2 種 (第 1 種)
	上記以外の汚水等排出施設	排出水量が 10,000m ³ /日 以上	水質関係第 3 種 (第 1 種)
		排出水量が 1,000m ³ /日 以上 10,000m ³ /日 未満	水質関係第 4 種 (第 1～3 種)
騒音発生施設	機械プレス	呼び加圧能力が 980kN 以上	騒音・振動関係 (騒音関係)
	鍛造機	落下部分の重量が 1t 以上のハンマー	
振動発生施設	液圧プレス	呼び加圧能力が 2,941kN 以上	騒音・振動関係 (振動関係)
	機械プレス	呼び加圧能力が 980kN 以上	
	鍛造機	落下部分の重量が 1t 以上のハンマー	
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 1 のうち 1～4 号に掲げる施設	ダイオキシン類関係	
	ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 2 のうち 1～14 号に掲げる施設		

※1 () 内の有資格者でも選任することができます。

※2 大気汚染防止法施行令別表第 1 のうち 9 の項、14～26 の項に掲げるばい煙発生施設

※3 ばい煙発生施設の最大排出ガス量（湿りガス）の合計

- ※4 特定工場における公害防止組織に関する法律施行令 別表第 1 に掲げる施設
- ※5 特定工場から公共用水域に排出される平均的な排水量